

さいたま市地球温暖化対策地域協議会規約

(名称)

第1条 本会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条第1項の規定に基づき組織し、さいたま市地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、市民、事業者及び市等の協働の下に、さいたま市域の温室効果ガス排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することにより、地域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 日常生活に関する温室効果ガス排出の抑制等を効果的に推進する対策の企画及び実践に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に必要な情報の提供及び交換並びに環境学習の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する事業者、事業者団体、市民団体、埼玉県地球温暖化防止活動推進センター及び市の代表者、市民、学識経験者、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者からなる会員をもって組織する。

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本会員 本会の目的に賛同して入会し、全体会議の委員（以下「委員」という。）として協議会の統括と進行管理を行うとともに、ワーキンググループ（以下「WG」という。）の活動に参加し、事業の検討や実施を行う個人、事業者又は団体
- (2) 活動会員 本会の目的に賛同して入会し、WGに所属することで事業の検討や実施を行う個人、事業者又は団体

- (3) サポーター会員 本会の目的に賛同して入会し、本会が行う事業活動を応援する個人、事業者又は団体

(入会)

第6条 活動会員になろうとするものは、会員の推薦を受け会長に申し込むものとする。また、本会員になろうとするものは、全体会議による承認を要するものとする。

(退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 4 監事は、協議会の会計事務を監査する。
 - 5 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 役員が欠けた場合において、新たに就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(全体会議)

第9条 協議会の中に全体会議を設置するものとする。全体会議は委員によって構成され、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 全体会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により全体会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人を指名して、表決を委任することができる。

(全体会議の議決事項)

第10条 全体会議は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 規約の制定又は改廃に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) ワーキンググループの設置及び廃止に関すること。
- (5) 本会員の承認に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(ワーキンググループ)

- 第11条 協議会に具体的な対策を実施するためのWGを置くことができる。
- 2 WGは、本会員及び活動会員（以下これらを「WGメンバー」という。）をもって組織する。
 - 3 WGに代表1人を置き、WGメンバーの互選により定める。
 - 4 前各項に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、会長が別に定める。

(運営委員会)

- 第12条 協議会の活性化とWGの円滑な運営及び事業実施を目的とし、運営委員会を置くことができる。
- 2 運営委員会は、各WGの代表及び各WGにおける事業推進担当者（以下これらを「運営委員会メンバー」という。）をもって組織する。
 - 3 運営委員会に代表1人を置き、運営委員会メンバーの互選により定める。

(関係者の意見聴取等)

- 第13条 協議会は、活動のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(報酬)

- 第14条 会員は、無報酬とする。

(会計)

- 第15条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 3 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、経理規程に定める。

(事務局)

- 第16条 協議会の事務局は、さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課に置く。ただし、共同事務局を置くことができる。

(一部改正〔平成21年規約〕)

(一部改正〔平成22年規約〕)

(一部改正〔平成29年規約〕)

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、全体会議の議決を経て会長が定める。

附 則

この規約は、平成18年11月8日から施行する。

附 則(一部改正〔平成21年4月30日規約〕)

この規約は、平成21年4月30日から施行する。

附 則(一部改正〔平成22年5月8日規約〕)

この規約は、平成22年5月8日から施行する。

附 則(一部改正〔平成25年3月29日規約〕)

この規約は、平成25年3月29日から施行する。

附 則(一部改正〔平成29年5月12日規約〕)

この規約は、平成29年5月12日から施行する。